

個別品目の関税率の見直し

令和5年11月7日  
関税・外国為替等審議会  
関税分科会  
財務省関税局

## **1. ルイボス**

### **(1) 経緯**

ルイボスは、南アフリカ共和国の西ケープ州ケープタウンの北に広がるセダルバーグ山脈一帯に自生するマメ科の落葉低木であり、2～3mm幅に切った葉がルイボスティーの原料となる。

これまで、ルイボスは「その他の植物性生産品」である第1212.99号（実行税率3%（協定税率））に分類されていたところ、昨年9月のHS委員会（注）において、主として「香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供するその他の植物及びその部分」である第1211.90号（実行税率2.5%（基本税率））に分類することが決定され、昨年12月に当該決定が承認された。これを受け、国内においても分類を変更する必要があるが、物資所管省から現行税率の維持を求める要望が提出されている。

（注）商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約に基づき設置され、締約国で構成。条約の改正の提案や統一システムの統一的な解釈及び適用を確保するための勧告の起案等を任務とする。

### **(2) 検討**

HS委員会の決定に従い、単純に第1212.99号から第1211.90号へ分類変更した場合、実行税率が3%から2.5%へ引き下げられることとなる。

引き続き、国内産業を保護する必要があることから、第1211.90号に分類変更されるルイボスに対し、税細分を新設した上で、現行の第1212.99号と同じ水準の関税率を設定することが適当であると考えられる。

## **2. 改正の方向性**

分類変更されるルイボスに対し、税細分を新設した上で、現行と同じ水準の関税率を設定することが適当ではないか。
-------------------------------------------------------